

令和5年度  
新任者向け全国がん登録説明会

個人情報保護

宮城県立がんセンター 宮城県がん登録室

### iii 個人情報保護

病院等における個人情報は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(厚生労働省)」に基づいて、適切に取り扱うことが求められておりますが、がん情報については、別途、がん登録推進法において個人情報の保護について規定されています。

医療・介護関係事業者における  
個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス

平成29年4月14日  
(令和4年3月一部改正)  
個人情報保護委員会  
厚生労働省

法律第百十一号(平二五・一二・一三)

◎がん登録等の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条-第四条)

第二章 全国がん登録

第一節 全国がん登録データベースの整備(第五条)

第二節 情報の収集、記録及び保存等(第六条-第十六条)

第三節 情報の利用及び提供(第十七条-第二十二条)

第四節 権限及び事務の委任(第二十三条・第二十四条)

第五節 情報の保護等(第二十五条-第三十八条)

第六節 雑則(第三十九条-第四十三条)

第三章 院内がん登録等の推進(第四十四条・第四十五条)

第四章 がん登録等の情報の活用(第四十六条-第四十八条)

第五章 雑則(第四十九条-第五十一条)

第六章 罰則(第五十二条-第六十条)

附則

## 1. 秘密保持と罰則

がん登録推進法では、病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らし、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。とされており、違反した場合の罰則が定められています。

(全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等の秘密保持義務)  
第二十八条

7 病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

(全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等のその他の義務)  
第二十九条

7 病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

### 罰則

第五十五条 第二十八条第七項の規定に違反して届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## 2. 届出作業からみた安全管理対策

宮城県がん登録室では、個人情報の安全管理対策のため、国が定める「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」に従い、下記の対策を取っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

### (ア) 届出情報に関する問合せ

- ・ 毎年度、各施設から「お問合せ番号」及び全国がん登録担当者情報を収集。
- ・ 「お問合せ番号」は、当室から電話にて届出等に関する照会をする際に使用します。
- ・ 届出等に関する照会、回答に電子メール、FAX、普通郵便を利用しない(厚生労働省が安全性を確認した、がん登録オンラインシステムを除く)。

### (イ) 届出情報作成時の注意

届出対象情報の入力時には、インターネット回線に接続していないパソコンで作業を行う。

### (ウ) 提出方法の限定(指定)

- ・ オンラインシステムでの提出を推奨。
- ・ やむを得ない理由により、オンラインシステムが利用できない場合に限り、当室のセキュリティ機能付きUSBメモリを貸し出す。
- ・ 上記以外の方法を原則として認めない。

### (エ) 届出情報等の移送

- ・ 個人情報の資料(USBメモリを含む)を移送する場合は、追跡機能付きの配送手段を利用する。
- ・ 配送の封筒等には「宮城県がん登録室宛て」、「親展」、「取扱注意」を明記する。
- ・ 電子メール、FAX、普通郵便で届出対象情報を送付することを禁止。

(ア) 届出情報に関する問合せ

- ・ 毎年度, 各施設から「お問合せ番号」及び全国がん登録担当者情報を収集。
- ・ 「お問合せ番号」は, 当室から電話にて届出等に関する照会をする際に使用します。
- ・ 届出等に関する照会, 回答に電子メール, FAX, 普通郵便を利用しない(厚生労働省が安全性を確認した, がん登録オンラインシステムを除く)。

全がん様式3-1

令和5年度 全国がん登録に関するお問合せ窓口(登録・変更)届出書

宮城県がん登録室長 へ  
下記事項について届出いたします。

提出日 令和 年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

届出者 部署 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ④

1. 令和5年度のお問合せ番号

問合せ番号1					
問合せ番号2					

※問合せ番号を指定していても同一の番号は、再届出をお願いしております。

◆お問合せ番号は、更新により届出に関する照会を目的として使用します。「問い合わせ番号」を回答いただくことで、通話の相手を担当者であることを確認いたします。そのため、他から簡単に類推できないものでお願いします。

【使用不可の例】  
 ①1234、5678などの連続した数字 ④昨年度から、どちらか一方のみ変更  
 ②病院の郵便番号、電話番号、地番あるいはその一部 ⑤番号1と番号2が、同じ番号  
 ③国、県などから割り当てられた施設コードあるいはその一部

2. 令和5年度のお問合せ先情報 ※昨年と変更がない場合は、変更無欄にチェックをつけてください。

確認事項	変更の有無		記入欄 (変更後の情報を入力してください。)
	無	有	
1 部署			
2 役職・職名			
3 担当氏名			
4 電話番号			(内線)
5 電子メールアドレス			※宮城県がん登録室より各種ご案内をさせていただく際に使用するものです。
6 メールアドレスの登録について	可	不可	※ご登録いただかない場合、メールでのご案内が届かないことがあります。なお、個別連絡は行っておりませんので、ご注意ください。

◆メールアドレスの登録については、別紙「全国がん登録等の情報提供を目的としたメールアドレス「宮城県全国がん登録等情報 サービス(略称: Miya-Gan)」について」をご参照ください。

3. 施設情報 ※昨年と変更がない場合は、変更無欄にチェックをつけてください。

確認事項	変更の有無		記入欄 (変更後の情報を入力してください。)
	無	有	
1 施設名			
2 施設住所			〒

◆年度の途中で変更があった場合は、速やかに届出してください。

----- 登録室処理欄、以下は記入しないでください。 -----

備考	処理日	受付日
	マスタ	
	届ma	

数字4桁の番号2つ

(イ) 届出情報作成時の注意

届出対象情報の入力時には、インターネット回線に接続していないパソコンで作業を行う。

- インターネット回線に接続しているパソコンしかない場合は、**個人情報**の漏洩を防ぐため、**インターネット回線の接続を一時的に外して**から作業を行っていただくようお願いいたします。  
例) LANケーブルを抜く  
無線LANの接続を切る
- 作成した届出対象情報を**一時保存・保管**する場合も同様、インターネット回線に接続しているパソコンに**保存しないでください**。

### (ウ) 提出方法の限定（指定）

- ・ オンラインシステムでの提出を推奨。
- ・ やむを得ない理由により、オンラインシステムが利用できない場合に限り、当室のセキュリティ機能付きUSBメモリを貸し出す。
- ・ 上記以外の方法を原則として認めない。

全がん様式 1-2

令和 年 月 日

地方独立行政法人宮城県立病院機構  
宮城県立がんセンター総長 殿

所在地  
医療機関名  
管理者氏名 印

全国がん登録オンラインシステム以外での届出について(申請)  
このことについて、令和 5 年度の提出方法を下記のとおり申請します。

記

1 提出方法・媒体

- USBメモリ を使用し提出することを希望しますので、貸出願います。
- その他( ) ※当室までご相談ください。

2 担当者

部 署 名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

3 全国がん登録オンラインシステム利用手続き未実施理由

- パソコンやインターネット環境が未整備なため
- 施設内での許可が得られないため
- 手続きの方法がわからず、問に合わなかったため
- 手続きが必要な事を知らなかった、または失念していたため
- その他( )

4 安全管理対策について (確認の上、全てチェックしてください)

- 別紙2「個人情報の保護」(全国がん登録みやぎの手引き17ページ掲載)の内容を確認しました。
- 提出する際には、貸与されたUSBメモリを使用し、紛失等が無いよう適切に取り扱います。

20230401

USBメモリで届出されたい施設は、  
全がん様式1-2「全国がん登録オンライン  
システム以外での届出について(申請)」  
をご提出ください。

(工) 届出情報等の移送

- ・ 個人情報の資料(USBメモリを含む)を移送する場合は、追跡機能付きの配送手段を利用する。
- ・ 配送の封筒等には「宮城県がん登録室宛て」、「親展」、「取扱注意」を明記する。
- ・ 電子メール, FAX, 普通郵便で届出対象情報を送付することを禁止。

**vi 提出物の送付先**

がん登録データ等の個人情報を含む資料（USB，がん登録情報が印字された用紙等）を郵送する場合は、必ず、追跡機能付き郵便（簡易書留，レターパック）など、セキュリティに配慮した方法で移送してください。また、宛名間違いのないよう下記宛名をコピーするなどしてお使いください。

なお、当室から宛名ラベルをお送りする場合があります。その際は、お送りした宛名ラベルをお使いください。

	個人情報 (紙, USB)	様式 ・1-1 ・1-2 ・3-1
レターパック	○	○
簡易書留	○	○
普通郵便	×	○
FAX	×	×
電子メール	×	×

〒981-1239  
宮城県名取市愛島塩手字野田山 47-1  
宮城県立がんセンター 宮城県がん登録室 宛て

親展

取扱注意

個人情報を  
移送する際は  
必ず明記してください。

### 3. がん登録情報を利用する場合

病院は都道府県知事に対し、届出をしたがん登録情報の請求を行い、提供を受け利用することができます(がん登録推進法第20条)。

提供を受けた利用者は、秘密保持の義務、適切な管理など遵守すべき事項があり、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときの罰則が定められています。

データの取扱いには十分ご注意ください。

#### 【がん登録推進法】

##### 秘密保持や適切な管理等

⇒ がん登録推進法第三十条から三十四条，第三十六条から第三十八条

##### 罰則

⇒ がん登録推進法第五十二条，第五十四条，第五十六から第五十八条



## 宮城県がん登録情報利用申請について

### 法律による利用申請について

がん登録等の推進に関する法律（以下「法律」という。）では、がん対策の企画・立案・実施のための調査研究、また、がん医療の質の向上などを目的として行われる調査研究について、がん登録に関する情報（以下「がん登録情報」という。）の利用を認めています。利用申請を行っていただき、その後、宮城県が設置した「宮城県がん登録情報利用等審議会」（以下「審議会」という。）の中の「宮城県がん登録情報利用等審査部会」（以下「審査部会」という。）での審査の結果、提供が許可された場合には、がん登録情報の提供を受けることができます。

宮城県以外のがん登録情報の提供については、該当する都道府県までお問い合わせください。また、複数の都道府県のがん登録情報の提供については、国立がん研究センターまでお問い合わせください。

### 宮城県がん登録情報利用等審査部会

審査部会は、[PDF](#) [宮城県がん登録情報利用等審議会条例（PDF：115KB）](#)の第5条4項に基づき、5名以内で構成されています。

### 宮城県がん登録情報利用等審査部会開催状況

開催状況